

岐阜県公報

号 外 (二) 平 成 二 十 四 年 十 一 月 一 日

目 次

規 則

岐阜県知事部局職員定数規則の一部を改正する規則

(人 事 課)

一

岐阜県事務委任規則の一部を改正する規則

(同)

二

岐阜県行政組織規則の一部を改正する規則

(同)

二

訓 令

岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令

(人 事 課)

四

規 則

岐阜県知事部局職員定数規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年十一月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第七十二号

岐阜県知事部局職員定数規則の一部を改正する規則

岐阜県知事部局職員定数規則(昭和三十三年岐阜県規則第二十八号)の一部を次のように改正する。

別表知事直轄組織(危機管理課、防災課、原子力防災室及び消防課に限る。)の項中「防災課、原子力防災室」を「原子力防災室、防災課」に改め、同表健康福祉部の項中「七二〇人」を「七一六人」に改め、同表商工労働部(情報科学芸術大学院大学を除く)の項中「三三九人」を「三三三一人」に改め、同表都市建築部(企業会計職員を除く)の項中「三三七人」を「三三六人」に改め、同表ぎふ清流国体推進局の項中「二二〇人」を「二二一人」に改め、同表中

を「計」に改め、同表合計の項中「三、六九四人」に改め、同表合計の項中「三、

七八二人」を「三、七八一人」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県公報 号外 毎週

(火曜日)

発行

(休日に当たる
ときは翌日)

平成二十四年十一月一日

岐阜県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年十一月一日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第七十三号

岐阜県事務委任規則の一部を改正する規則

岐阜県事務委任規則(昭和四十三年岐阜県規則第二百二十五号)の一部を次のように改正する。

別表第二東濃振興局恵那事務所長の項中「恵那土木事務所」の下に「リア推進事務所」を加える。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年十一月一日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第七十四号

岐阜県行政組織規則の一部を改正する規則

岐阜県行政組織規則(平成十八年岐阜県規則第四十六号)の一部を次のように改正する。

第三十一款 削除

目次中 第三十二款 岐阜県長良川上流河川開発工事業務所(第四百四十一条 第四百四十三款 岐阜県宮川上流河川開発工事業務所(第四百四十四条 第四百四十一款 岐阜県長良川上流河川開発工事業務所(第四百三十八款 第三十二款 岐阜県宮川上流河川開発工事業務所(第四百四十一条 第四百三十三款 岐阜県リア推進事務所(第四百四十四条 第四百四十六款)

第三十三款 岐阜県宮川上流河川開発工事業務所(第四百四十一条 第四百三十三款 岐阜県リア推進事務所(第四百四十四条 第四百四十六款)

四十三条)に改める。

第四条第一項の表危機管理課の項の次に次のように加える。

原子力防災室 管理調整係、原子力防災係

第四条第一項の表原子力防災室の項を削り、同条第二項の表危機管理課の項の次に次のように加える。

原子力防災室

- 一 地域防災計画の策定及び実施に関すること(原子力災害に関するものに限る。次号において同じ。)
- 二 市町村防災計画の指導及び助言に関すること。
- 三 原子力防災教育に関すること。
- 四 緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステムの管理運用に関すること。

第四条第二項の表原子力防災室の項を削る。

第八条第一項の表医療整備課の項中「県立病院・看護大学法人係」を削り、同項の次に次のように加える。

地域医療推進課

管理調整係、医師確保係、県立病院・看護大学法人係

第八条第一項の表障害福祉課の項中「自立支援係、社会参加係、地域生活支援係」を「社会参加推進係、地域生活支援係、事業所指導係、基盤整備係」に改め、同条第二項の表医療整備課の項第十号から第十二号までを次のように改める。

十 救急医療に関すること。

十一 災害医療に関すること。

十二 へき地医療に関すること。

第八条第二項の表医療整備課の項中第十三号及び第十四号を削り、同項の次に次のように加える。

地域医療推進課

- 一 医師確保に関すること。
- 二 地方独立行政法人岐阜県総合医療センター、地方独立行政法人岐阜県立多治見病院及び地方独立行政法人岐阜県立下呂温泉病院に関すること。
- 三 公立大学法人岐阜県立看護大学に関すること。

四 障がい児療育の拠点整備に関すること。

第八条第三項の表医療整備課の項中「医療整備課」を「地域医療推進課」に、「地域医療推進室」を「総合療育推進室」に、「医師確保・県立病院整備係、総合療育推進係」を「総合療育推進係」に改め、同条第四項の表地域医療推進室の項中「地域医療推進室」を「総合療育推進室」に、「医療整備課」を「地域医療推進課」に、「第十一号から第十四号まで」を「第四号」に改める。

第九条第一項の表観光課の項中「海外誘客係」の下に「まちづくり支援・移住定住係」を加え、同条第五項の表観光課の項中「イベント推進係、まちづくり支援・移住定住係」を「イベント企画係、地域交流係」に改め、同条第六項の表イベント・交流推進室の項中「第八号から第十一号まで」を「第八号」に改める。

第十三条第一項の表公共交通課の項中「鉄道・バス係」の下に「リニア推進係」を加える。

第十三条の二第一項の表報道課の項を削り、同条第二項を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に改め、「及び企画調整室」を削り、同項を同条第二項とする。

第十五条中「報道課、施設調整課」を「施設調整課」に改める。

第十八条第一項中「及び都市建築部」を「都市建築部及びぎふ清流国体推進局」に改め、「ぎふ清流国体推進局」にあつては三人を削り、同条第二項中「県土整備部」の下に「及びぎふ清流国体推進局」を加え、「及びぎふ清流国体推進局」に置かれる次長のうち二人を削る。

第二十六条の表危機管理課の部に次のように加える。

防災情報企画監	一人	上司の命を受け、防災情報通信システムの整備
		その他特に命ぜられた事務を処理する。

第二十六条の表地域医療推進室の項中「地域医療推進室」を「地域医療推進課」に、「総合療育企画監」を「医師確保対策監」に、「障がい児療育」を「医師確保対策」に改め、同表子ども家庭課の項の次に次のように加える。

観光課	地域振興企画監	一人	上司の命を受け、まちづくりの推進その他特に命ぜられた事務を処理する。
-----	---------	----	------------------------------------

第三十条の表医療整備課の部岐阜県地方独立行政法人評価委員会の項を削り、同部の

次に次のように加える。

地域医療推進課	岐阜県地方独立行政 法人評価委員会	地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）の規定によりその権限に属させられた事項に関する事務
---------	----------------------	--

第四章第一節第三十一款を削る。

第四章第一節第三十二款中第四百一十一条を第三百八十八条とし、第四百二十二条を第三百九十九条とし、第四百四十三条を第四百四十条とし、同款を同節第三十一款とする。

第四章第一節第三十三款中第四百四十四条を第四百四十一条とし、第四百四十五条を第四百四十二条とし、第四百四十六条を第四百四十三条とし、同款を同節第三十二款とし、同款の次に次の一款を加える。

第三十三款 岐阜県リニア推進事務所

（設置）

第四百四十四条 リニア中央新幹線を活用したまちづくりに関する事務を行うため、恵那市に岐阜県リニア推進事務所を設置する。

（課及び係の設置）

第四百四十五条 リニア推進事務所に次の表の上欄に掲げる課を置き、当該課の事務を分掌させるため、当該課にそれぞれ同表の下欄に掲げる係を置く。

課	係
総務課	管理調整係
リニア推進課	事業調整係

（課の事務分掌）

第四百四十六条 前条に規定する課の分掌事務は、次の表のとおりとする。

課	分掌事務
一 総務課	1 所内の庶務並びに予算の執行及び会計事務に関すること。 2 振興局との事務の連絡調整に関すること。 3 県有財産及び物品の管理に関すること。 4 工事その他の契約に関すること。
二 リニア推進課	1 リニア中央新幹線を活かしたまちづくりに関する地元と

<p>この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則</p> <ol style="list-style-type: none"> 2 用地取得事務に関する事前調整に関すること。 3 工事に關する諸手続の調整に関すること。 4 リニア中央新幹線に関する広報及び啓発に関すること。 	<p>訓 令 甲</p>	<p>岐阜県訓令甲第二十二号</p>	<p>庁 中 一 般 各 現 地 機 関</p>	<p>岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。</p> <p>平成二十四年十一月一日</p> <p>岐阜県知事 古 田 肇</p>	<p>岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令</p>	<p>岐阜県事務決裁規程（昭和四十三年岐阜県訓令甲第十九号）の一部を次のように改正する。</p> <p>別表第三医療整備課の表中十七の項を削り、十八の項を十七の項とし、十九の項を十八の項とし、二十の項を十九の項とし、同表の次に次の一表を加える。</p> <p>地域医療推進課</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="172 185 336 398"> <p>事務の種類</p> <p>一 地方独立行政 法人法（平成十五年法律第百十八号。以下この 項中「法」とい</p> </td> <td data-bbox="336 185 389 398"> <p>副知事専決事項</p> </td> <td data-bbox="172 398 336 589"> <p>部長専決事項</p> <p>1 法第六条第四項の法人に出資する財産のうち金銭以外のものの価額の評価</p> <p>2 法第二十二條第一</p> </td> <td data-bbox="336 398 389 589"> <p>課長専決事項</p> <p>1 知事決裁事項である法第七条の法人の定款の制定及び法人の設立に係る認可</p> </td> </tr> </table>	<p>事務の種類</p> <p>一 地方独立行政 法人法（平成十五年法律第百十八号。以下この 項中「法」とい</p>	<p>副知事専決事項</p>	<p>部長専決事項</p> <p>1 法第六条第四項の法人に出資する財産のうち金銭以外のものの価額の評価</p> <p>2 法第二十二條第一</p>	<p>課長専決事項</p> <p>1 知事決裁事項である法第七条の法人の定款の制定及び法人の設立に係る認可</p>
<p>事務の種類</p> <p>一 地方独立行政 法人法（平成十五年法律第百十八号。以下この 項中「法」とい</p>		<p>副知事専決事項</p>	<p>部長専決事項</p> <p>1 法第六条第四項の法人に出資する財産のうち金銭以外のものの価額の評価</p> <p>2 法第二十二條第一</p>	<p>課長専決事項</p> <p>1 知事決裁事項である法第七条の法人の定款の制定及び法人の設立に係る認可</p>							
<p>う。）の施行事務（県が設立団体である地方独立行政法人（以下この項中「法人」という。）であつて、岐阜県立看護大学の設置及び管理又は病院事業を行うものに限る。）</p>	<p>項の法人の業務方法書の認可又はその変更の認可</p> <p>3 法第二十二條第三項、第二十五條第三項、第二十六條第三項、第三十一條第二項、第三十四條第三項、第四十條第五項、第四十一條第四項及び第四十四條第二項の地方独立行政法人評価委員会への諮問</p> <p>4 法第二十六條第一項の法人（岐阜県立看護大学の設置及び管理を行うものに限る。）に係る中期計画の認可又は当該計画の変更の認可</p> <p>5 法第二十六條第四項の法人に係る中期計画の変更の命令</p> <p>6 法第三十一條第一項の法人の中期目標の期間の終了時の検討及びその結果に基づく措置</p> <p>7 法第三十四條第一項の法人の財務諸表の承認</p> <p>8 法第三十六條の法人の会計監査人の選任</p> <p>9 法第三十九條の法人の会計監査人の解任</p> <p>10 法第四十條第三項の法人（岐阜県立看護</p>	<p>申請、法第八条第二項の法人の定款の変更及びこれに係る認可申請、法第十四條第一項、第七十一條第二項及び第八項並びに第七十二條第一項の法人の理事長の任命、法第十四條第二項の法人の監事の任命、法第十七条第一項から第三項までの法人の役員解任、法第二十三條第一項の法人（岐阜県立看護大学の設置及び管理を行うものに限る。）の料金上限の認可又はその変更の認可、法第二十五條第一項の法人の中期目標の策定又は変更、法第二十六條第一項の法人（岐阜県立看護大学の設置及び管理を行うものを除く。）に係る中期計画の認可又は当該計画の変更の認可、法第四十四條第一項の条例で定</p>									

この訓令は、平成二十四年十一月一日から施行する。

附 則

		<p>11 法第四十一条第一項及び第二項の法人の短期借入金に係る認可</p> <p>12 法第六十六条第七項の法人の債権者への弁済若しくは担保の提供又は財産の信託</p> <p>13 法第六十七条第三項の法人に承継させる権利に係る財産の価額の評価</p> <p>14 法第八十九条第一項の法人に対する違法行為等のは正命令及び同条第二項の報告の受付</p>	<p>める法人の重要な財産の処分の認可、法第六十六条第一項の法人に承継させる権利及び義務の決定並びに法第九十二条第一項の法人の解散の決定及びこれに係る認可申請並びに部長専決事項を除く法の施行に関する事務</p>
--	--	---	---

平成二十四年十一月一日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社